

（警察庁）

項目名	改正犯収法の施行に伴う犯罪利用防止措置用口座等の開設等に係る所要の措置		
税目	租税条約等実施特例法		
要望の内容	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 34 号。以下「改正犯収法」という。）の施行に伴い、新たに導入される口座等犯罪利用防止措置における犯罪利用防止措置用口座等の開設等について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）上の「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」及び「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」における特定手続の対象外とする。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （－ 百万円） （－ 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	（1）政策目的 改正犯収法により創設された犯罪利用防止措置用口座等について、当該口座等の開設等を租税条約等実施特例法上の特定手続の対象外とすることで、金融機関等への氏名及び住所等を記載した届出書の提出義務等を免除し、都道府県警察や金融機関等の負担を削減する。 （2）施策の必要性 口座等犯罪利用防止措置を実施するに当たって、警察官は、犯罪利用防止措置用口座等を開設等するところ、こうした犯罪利用防止措置用口座等に係る取引が租税条約等実施特例法で定める特定取引又は暗号資産等取引に当たる場合には、特定取引又は暗号資産等取引を行う者は、氏名及び住所等を記載した届出書を当該金融機関等の営業所等の長に提出しなければならないことから、犯罪利用防止措置口座等の開設等についても届出書の提出義務を負うこととなる。 犯罪利用防止措置用口座等については、一般の預貯金口座等と異なり、犯罪利用の防止のために都道府県警察によって開設等され、犯罪グループに当該口座の通帳等を譲渡等したとしても警察及び金融機関によって適切に管理されるものであることから、国際的な脱税及び租税回避に用いられるものではない。 したがって、都道府県警察にこうした提出義務を課すことは都道府県警察、金融機関等に無用な負担を負わせるものであり、犯罪利用防止措置用口座等の開設等を租税条約等実施特例法上の特定手続の対象外とすることが適当である。 なお、犯収法においても、預貯金口座等の開設等といった取引を行う際には、金融機関等の特定事業者に対して本人確認等の取引時確認を義務付けているところ、改正犯収法において犯罪利用防止措置用口座等に係る取引を取引時確認の適用除外としている。この点、租税条約等実施特例法においても特定手続の対象から当該口座等の開設等を除外することで、整合性がとれることとなる。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		令和8年6月に成立、公布された改正犯収法に基づき、今回新たに要望を行うものである。

項 目 名	犯罪被害給付制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	犯罪被害給付制度の見直しを令和 9 年度中に行う場合においても、引き続き、犯罪被害者等給付金について非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	犯罪被害者等給付金は、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により重大な犯罪被害（死亡、障害又は重傷病）を負い、他に何らの救済も受けることができない犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るため、国が、社会の連帯共助の精神に基づき支給するものである。		
	犯罪被害者等給付金については、犯罪被害者等の救済の実効性を確保するため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）により、非課税措置及び差押禁止措置が講じられているところである。		
	(2) 施策の必要性		
	犯罪被害者等給付金については、犯罪被害者等の救済の実効性を確保するため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）において、既に非課税措置及び差押禁止措置が講じられている。		
	犯罪被害者等給付金は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等其他の公的給付制度を参考としているところ、第 221 回国会において遺族補償年金等の支給要件の見直し等を内容とする労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 60 号）が成立したことを受け、当庁においても犯罪被害給付制度における遺族給付金の支給要件等の見直しを検討している。		
	当該検討を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しを令和 9 年度中に行う場合においても、犯罪被害者等が受けた精神的・経済的被害の軽減を図るため、社会の連帯共助の精神に基づき国が支給するものであるという犯罪被害者等給付金の趣旨に何ら変更はないことから、これに対して課税等をして犯罪被害者等の立ち直り効果が減殺されることのないよう、引き続き、犯罪被害者等給付金について、非課税措置及び差押禁止措置が講じられることとする必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	令和8年度政策評価実施計画（国家公安委員会・警察庁） 基本目標2 犯罪被害者等の支援の充実 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
		政策の達成目標	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	犯罪被害給付制度は、同制度が発足した昭和56年から令和8年3月末までの間に13,087人の犯罪被害者について約403億2100万円を支給している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	犯罪被害者等給付金に非課税措置及び差押禁止措置が適用された場合、犯罪被害者等が受ける犯罪被害者等給付金は減額されないことから、犯罪被害者等の精神的、経済的被害の軽減を図る上で有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	犯罪被害者等給付金は、他に何らの救済を受けることができない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るため、国が社会連帯共助の精神に基づき支給するものであり、これに対して課税等した場合には、制度の趣旨に反し、犯罪被害者等の立ち直り効果が減殺されることから、非課税措置及び差押禁止措置が不可欠である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		犯罪被害者等給付金については、犯罪被害給付制度創設時（昭和 56 年 1 月）から非課税措置及び差押禁止措置が講じられている。 令和 6 年度税制改正要望において、犯罪被害者等給付金の支給額の引上げ等がなされた後においても、引き続き、非課税措置及び差押禁止措置を講ずるよう要望し、実現。